

# 海外レポート 第77回 サハリン法曹との交流と 20周年記念シンポジウム

札幌弁護士会会員  
**山田 裕輝**  
Yamada,Hiroki

## 1 はじめに

北海道弁護士会連合会(道弁連)は、北方圏交流委員会が中心となって、1993年から、サハリン州の弁護士らと交流を続けています。交流15周年を迎えた2008年には、道弁連とサハリン州弁護士会の間で友好協定が締結されました。そしてこの度、この交流が20周年を迎えたことを記念して、2013年11月、札幌市においてシンポジウムが開催されました。

そこで、これまでの道弁連とサハリン州弁護士らとの交流の経緯をご説明させていただくとともに、交流20周年記念シンポジウムの様子をご紹介させていただきます。

## 2 交流の経緯

北方圏交流委員会は、1992年4月に道弁連が設置した委員会です。設置当初は「北方領土問題検討委員会」との名称の委員会でした。当時、冷戦の終結とソビエト連邦の崩壊を背景として北方領土問題の解決が現実味を帯びてきたことから、北方領土返還の際に生じることが予想される法律上の問題への対応を調査・研究することを目的としてこの委員会が設置されました。

委員会が設置された翌年の1993年8月、委員6名が初めてサハリン州を訪問しました。このときは、とにかくサハリンの弁護士との交流を実現しようと訪問したもの、事前に現地の情報が得られず、サハリンに弁護士会があるのかどうかも分からぬままの訪問であったとのことです。到着後も、ロシアの政情不安定の影響による混乱もあり、弁護士との会談がなかなかかなわず、諦めかけていたところ、帰国予定日の前日になってついにサハリン州の弁護士らと会談することができ、現在に至る交流が始まったとのことです。この訪問は、現在でも、サハリン州弁護士らとの交流の際に必ず話題にのぼる語り草となっています。

その翌年の1994年に、サハリン州の弁護士3名が北海道を訪れ、裁判所や検察庁、弁護士会等の訪問や刑事事件の傍聴等を行いました。さらにその翌年

の1995年には、北海道から12名もの弁護士がサハリン州を訪問し、裁判所や検察庁の訪問等を行ったほか、懇親の際には、湖畔でのバーベキューやバーニャ(ロシア式サウナ)体験などによる盛大な歓迎を受けたそうです。このときの盛り上がりも、毎回話題にのぼる語り草となっています。

このようにして道弁連とサハリン州弁護士らとの交流が始まり、それ以来、現在まで、ほぼ毎年、双方の弁護士らが交互に訪問して交流を続けています。

サハリン州弁護士らが来道する際には、裁判所、検察庁、弁護士会等の訪問や、刑事事件の傍聴、刑務所の見学などを行っております。

当方からサハリン州を訪問する際にも、各裁判所や検察庁、刑務所、弁護士事務所などの訪問や裁判の傍聴等を行うほか、近年では、北海道サハリン事務所や北海道銀行ユジノサハリンスク駐在員事務所などといった現地の日本関連施設を訪問して現地の事情を聴取したり、後述の法律家(ユリスト)と面談してその活動の実情を聴取したりなどもしております。

交流15周年となる2008年には、札幌市において日弁連国際交流セミナーが開催されるのにあわせてサハリン州弁護士が来道し、道弁連とサハリン州弁護士会との間で友好協定が締結されました。

その後も交流は続き、この度、2013年11月に、札幌市において交流20周年記念シンポジウムが開催されました。

## 3 交流20周年記念シンポジウム

交流20周年記念シンポジウムでは、モスクワから、PricewaterhouseCoopers Russiaに勤務する松嶋希会弁護士(東京弁護士会)をお招きするとともに、サハリン州から、ユジノサハリンスク仲裁裁判所裁判官であるオリガ・ボヤスルカヤ氏、並びに、弁護士であるタンジリヤ・イヴァノヴァ氏及びリジャ・ロシチュブキナ氏をパネリストとしてお招きました。

第1部として松嶋弁護士に基調講演をいただき、

ロシアにおける民法改正の現状や会社法制、紛争予防・紛争解決の実務などについてお話しいただきました。

北海道ではロシアへの進出に関心を有している企業も多く、行政もこれを後押ししていますが、日ロ合弁事業のホテルの経営権をロシア側の合弁相手に独占されてしまった事例などロシアビジネスで失敗したエピソードもしばしば話題となります。そのような中で、合弁事業の実情や、会社乗っ取り防止策、取引相手の信用・身元調査の方法など、ロシアでの取引についての松嶋弁護士の具体的で実務的なお話は、聴衆の関心をひいておりました。

次に、第2部として、松嶋弁護士、オリガ裁判官、タンジリヤ弁護士及びリジャ弁護士をパネリストとし、北方圏交流委員会の中村憲昭副委員長をコーディネーターとして、パネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションでは、ロシアの裁判所で実施されているビデオカンファレンス方式による審理について話題が及びました。この方式を利用することにより、ユジノサハリンスクの裁判所から、上級裁判所であるウラジオストクやハバロフスク、さらにはモスクワの裁判所での審理にも参加することができ、時間も費用も節約できて大変便利で好評であり、利用件数は増えているとのことでした。

また、ロシアにおける弁護士人口や、弁護士とユリストの違いなどについても話題が及びました。2013年までのところ、ロシアでは、刑事事件の弁

護人として活動するためには弁護士(адвокат: アドヴァカット)の資格が必要ですが、民事事件の代理人となるために特別な資格は必要なく、誰でも訴訟代理が可能です。実際、弁護士の資格を有していない者が民事事件の代理業務を取り扱っています。弁護士以外で法律事務を取り扱う者は、広く法律家(юрист: ユリスト)と呼ばれています。

人口約1億4300万人のロシア連邦において、弁護士は6万7978名いるそうです。このうちサハリン州にいる弁護士は208名で、ユジノサハリンスク地区に116名、コルサコフ地区とホルムスク地区にそれぞれ十数名程度、オハ地区に7~8名程度いるとのことでした。

タンジリヤ弁護士とリジャ弁護士からは、弁護士には倫理規定や守秘義務、懲戒制度、特別な調査権限があることなど、弁護士の資格の有無による違いが説明されました。他方、オリガ裁判官からは、民事事件を扱う仲裁裁判所においては、訴訟代理人が弁護士か否かに大きな意味はなく、そのため統計はないが、訴訟代理人のうち弁護士と弁護士以外のユリストの割合は半々程度ではないかと思うとのお話をありました。

#### 4 今後

道弁連側の弁護士もサハリン州側の弁護士も、今後この交流をより実務的な協力関係を含むものへと発展させていきたいとの考えを共有しております。この交流が今後も継続し、さらに発展していくことを願っております。



## IBA東京大会への招待⑧（若手編）

東京弁護士会会員 平澤 真

私は、過去5年間で、年次大会を含め、IBAの国際会議に7回参加しており、3年前からは、若手弁護士委員会でオフィサー(役員)を務めています。

IBAに参加し、一番良かったことは、多くの国や地域に信頼できる弁護士の友人、特に同世代の友人ができることです。仕事を離れて、友人としての付き合いもできますし、仕事上で海外の法律に関わる問題に直面したときには、気軽に問い合わせたり、業務の一部を任せたりすることができます。近年は、海外の友人から、業務の依頼を受けることも増えてきました。

今年の年次大会は、東京で開催です。渡航費用はかかるず、時差もありません。まだ参加されたことがない方には、IBAの良さを肌で感じるまたとない機会になると思います。